算式Ⅷ

$$N = 106.38 \times \{ (ab - aa) \diagup aa \} \times (1 \diagup 9) + \delta$$

{ (ab － aa) ／ aa} × (1 ／ 9) に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

aa　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

ab　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては1.66とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては2.38とし、町村にあつては2.70とする。

O　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅸ

$$O = 63.29 \times \{ (ad - ac) \diagup ac \} \times (1 \diagup 12) + 0.75$$

{ (ad － ac) ／ ac} × (1 ／ 12) に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号

ac　平成22年度から平成24年度までの各年度の一人当たり地方税収（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「歳入内訳」の表側「１．地方税」、表頭「決算額」欄の数を当該年度の３月31日現在（ただし、平成25年度以降においては１月１日現在とする。）における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ad　令和４年度から令和６年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　次条第７項の表市町村の項の算式の符号αの率と同じ。

９　前五項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率による。

10・11　［略］

12　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第

８　前四項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率による。

９・10　［同上］

11　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第